

## 第 11 回工事入札調査特別委員会会議録

日時 平成 26 年 3 月 27 日 (木) 午後 1 時～2 時 20 分

会場 笛吹市役所八代庁舎 2 階第 1 会議室

出席委員 志村直毅 北嶋恒男 海野利比古 神宮司正人 上野稔 小林始 中川秀哉 渡辺正秀  
野澤今朝幸

証人 中村善次

オブザーバー 前島敏彦議長

委員外議員 荻野謙一 亀山和子 保坂利定

議会事務局 鈴木幸弘 西海好治 矢野洋

傍聴人 14 人 (内、報道関係者 5 人)

### 議事

#### ①御坂浄水場 土木・建築工事入札に関する証人喚問

---

#### ○鈴木議会事務局長

ご苦労さまです。

それでは、会議を始めさせていただきたいと思います。恐れ入りますが、ご起立ください。  
相互に礼。

ご苦労さまです。ご着席ください。

それでは第 11 回であります、工事入札調査特別委員会をお手元の次第によりまして、始め  
させていただきたいと思います。

まず開会の言葉を、上野副委員長、お願いいたします。

#### ○上野副委員長

3 月ももう少しという、本当に何かと忙しい中ではありますが、委員の皆さんには本当に今日  
はご苦労さまです。

今日は第 11 回ということではありますが、皆さん協力のもとでスムーズに委員会を進めてま  
いりたいと思いますので、よろしくご協力お願いいたします。

#### ○鈴木議会事務局長

続きまして、委員長あいさつ、野澤委員長、お願いします。

#### ○野澤委員長

開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

委員の皆さんにおかれましては、本当に長丁場の 3 月定例議会が終わったばかりということ  
ですが、全員のご出席、ありがとうございます。

当委員会をご存じのように、昨年 11 月末に設置され、4 カ月が経とうとしています。

今日は証人喚問ということで、おおよその工事入札の中の御坂浄水場の中の、さらに土木建  
築、このことについての一定の事実確認ができようかと思っておりますので、皆さんの協力をよろし  
くお願いします。

外を見ますと、桜の花も一輪、また一輪というように、咲きかけています。

春も急ピッチに進んでまいっていますので、こちらの百条委員会もそれに負けないように、効率的に進めたいと思いますので、皆様のご協力よろしく申し上げます。

それでは、本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので、報告いたします。

傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されていますので、静粛にお願いします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくよう、申し上げます。

よろしいでしょうか。委員の皆さんも確認お願いします。

なお、委員長の命令に従わないときは、笛吹市議会委員会条例第19条第2項ならびに委員会傍聴規定第9条の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

ただいま入場された方、携帯電話の電源を確認してください。

申し合わせ事項では、この特別委員会は原則公開ということになっていますので、今回も公開ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、すみませんが、撮影のほうはここまでということで、ご了承ください。

お願いします。

(証人入場)

会議に入る前に、一言ごあいさつを申し上げます。

本調査特別委員会は平成25年1月25日の笛吹市議会本会議において、工事入札執行における不透明さに関わる疑義に対し、議会の権能を十分に発揮する中で事実を明らかにすることを目的に設置されたものであります。

特に、本日は関係人にご出頭願って、証言を求めることになっておりますが、証人の中村さんにはご多忙中、ご出頭いただき、ありがとうございます。

何とぞ、本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できますよう、格別なご協力をお願い申し上げます。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定に基づき行われ、またこれに基づき、民事訴訟法の尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合には証言を拒むことができることとなっております。

1. 証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にある者、もしくはあつた者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある事項。
1. 証人と後継人、または非後継人の関係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある事項。
1. 証人と先に述べた関係者の名誉を害するべき事項。
1. 公務員または公務員であつたものが職務上、知り得た秘密に属する事項などに関するとき。

これらに該当する場合は、証人は証言を拒むことができますので、その旨を申し出てください。

なお、正当な理由がなく、証言を拒否したり、虚偽の証言を行った場合は、法律により罰せられることがありますので、申し添えます。

また、このあと法律の定めにより、証人には宣誓を行っていただきますが、証人と先ほどの血族および姻族関係者や証人と、後継人と非後継人の関係にある者に、著しい利害関係のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。

これより証人尋問を行います。

それは法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員、ご起立をお願いします。

○中村善次君

よろしいですか。

宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

平成26年3月27日、中村善次。

○野澤委員長

着席をお願いします。

続いて、証人には宣誓書に署名捺印をお願いします。

これより証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた事項にのみ、お答えください。

また、発言の際には、その都度、挙手をされ、委員長の許可を得て発言されるよう、お願いします。

また、こちらから質問しているときは、お掛けいただいたままで結構ですが、お答えの際にはご起立をお願いします。

それでは尋問に入ります。

まず、証人の氏名・住所を確認させていただきます。

証人の氏名は中村善次君、生年月日は[REDACTED]住所は[REDACTED]  
[REDACTED]に、相違ありませんか。

○中村善次君

はい。

○野澤委員長

それでは、まず私から質問をさせていただきますが、この間の進行は上野副委員長にお願いします。

○中村善次君

委員長さん、私のほうからひとつお願いがありますが、今日まで百条委員会を立ち上げました。それらについて、その過程として、ちょっと私、分からない部分があります。

そんなことで、本日の出席要求も前島議長名で私のところへ来ております。

この席をお借りして、前島議長に2、3、お聞きしたい件がございますが、どうしたらよろしゅうございますか。

○野澤委員長

私のほうで、一応、中村さんを証人として喚問する経緯について、簡単ですが、説明いたします。そのあと、不足のところについて、あるいは議長名ということですので、議長にお聞きしたい点がありましたら、事前にお許しします。

○中村善次君

はい、承知しました。

○野澤委員長

では、上野副委員長、お願いします。

○上野副委員長

それでは、野澤委員長が尋問を行う間は私が進行を務めさせていただきます。

よろしくお願いします。

それでは野澤委員長の尋問を許可します。

野澤委員長。

○野澤委員長

まず、尋問に入る前に時間を多少いただきまして、中村さんに証人として喚問させていただくに至った経緯をご説明いたします。

この百条特別委員会は、先ほども触れたように、工事入札の不透明さに対する、この不透明さもかなりの工事入札が対象とされていますが、それに対する疑義を、事実関係をしっかり確認する中で、明らかにしようとしているものです。

まず取り上げたのが、御坂浄水場配水場関係の一連の工事入札です。

これは10件ありますが、この10件もいくつかに関連をくくりますと、3つくらいになります。

その中でまず御坂浄水場の土木建築関係、この工事入札は4件に上りますが、この調査を今、進めています。

浄水場土木建設工事入札は、当初、平成25年、昨年1月15日に土木建築として1つの工事入札として公告されたわけですが、3日後の1月18日には公告の取り止めという、異例な事態ということになりました。

工事規模8億円からの工事入札が3日で取り止めという事態に、当然のことながら、多くのまた強い疑義の声が上がったわけであります。

これまで百条特別委員会では、行政職関係9名、そして業者1業者に証人として出頭を願い、質問させていただきました。

その中で証人の一致するところは、疑義の主題となっています、その取り止めが前副市長である久保田克己氏の提起によるものであり、また久保田前副市長の先導、主導によって、取り下げがなされたということでもあります。

この点は、久保田前副市長にも証人として証言を願いましたので、本人自身も認める場所でありました。

それでは、なぜこの取り止めになろうかというふうにか考えたかと言いますと、久保田証人によりますと、土木建築を一体としてではなく、土木工事と建築工事を分けて再度公告を出すための取り止めということでもあります。

このような大きな方向転換をするきっかけになったのは、久保田前副市長の証言によりますと、中村善次前市議会議員の助言だったということでもあります。

そこで今回の証人として、中村善次前笛吹市議会議員に喚問させていただいて、それでこの久保田前副市長の証言が事実であるかどうかということと、そのような助言が事実であると言ったら、中村さんがどのような意図のもとで、このような助言をなされたか。

この点について、質問させていただいて、事実関係を明らかにしようと考えています。

先ほどの件ですが、一応そんな経緯ですので、もし、ここまでのところで中村さんのほうで何らかの質問がありましたら、いただきたいと思います。

○中村善次君

いいえ、別にありません。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

では、それでは質問に入らせていただきます。

まず、先ほども申しましたように、平成25年1月15日、公告の御坂浄水場土木建築の工事入札に関し、当時の副市長、久保田克己氏に助言なり示唆なりしたことはありますか。

○上野副委員長

中村証人。

○中村善次君

おっしゃるとおりです。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

15日で、先ほど申しましたように、18日には取り止めとなったわけですが、いつ、どのような形で、久保田氏に助言をなされましたか。

どのような形というのは、直接会って口頭で言ったのか、あるいは電話とか、そういうことの形態についてであります。

○上野副委員長

中村証人。

○中村善次君

15日に入札公告があったように私は記憶しております。

16日になりまして、その時間等は、その当時のことでございますので、別に覚えておりませんが、電話でした覚えがございます。

携帯か黒電話か、どちらか覚えていませんが、いずれにしても電話ということは確実にございます。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

具体的にそのときの電話で、どのような話され方をしたか、覚えているところで結構ですので、1年以上経ちますので、よろしくをお願いします。

○上野副委員長

中村証人。

○中村善次君

私は、入札については、国は国の裁量で、県は県の裁量で、市町村は市町村の裁量の中で入札はするべきだと、入札の原理原則をお話ししました。

その内容は、市内の仕事につきましては、地域経済の発展のため、市内業者にしてもらった

らどうだろうか。そういうことがまた地場産業育成のためにもなります。

地元でできることは地元で、また多くの地元企業に参画してもらおう。そういった意味で、原理原則をお話したことは事実でございます。

○野澤委員長

ありがとうございます。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

そのときの副市長の受け応えに関して、覚えていることがありましたら、そのへんについて述べてください。

○上野副委員長

中村証人。

○中村善次君

電話ですから、電話もたまたま世間話をしたり、家も近いわけですから、電話の内容等もそんなにぎすぎすした話し方を、私、した覚えもございませんし、こういうこともありますよということを、ただ単に電話でお話したことであります。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

では具体的に副市長のほうで、それに対してどうこうというような返答はなく、電話の向こうで頷いて聞いていたと。頷いたということはイエス・ノーということではなくて、普通会話のときは人間は相手に対してそういう態度を取るかと思えますけども、そのへんはどうでしょうか。具体的な発言があったかどうか。

○上野副委員長

中村証人。

○中村善次君

委員長さんのおっしゃろうかとするのは、私はよく分かっています。別に私が副市長に命令したわけでもありません。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

ところで助言は副市長だけに言ったんですか。例えばほかの職員なり市長とかそういう方もおられるわけですけども、そのへんの助言は誰にしたかということです。

○上野副委員長

中村証人。

○中村善次君

その話につきましては、副市長のみでございます。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

ありがとうございました。

ではなぜ副市長だけに話したか、そのへんを。その特定した理由ですね、それについてお答えください。

○上野副委員長

中村証人。

○中村善次君

私も議員をしておりましたから、入札に関わる責任者は副市長だということの中で副市長に電話をしたところでございます。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

明快なご回答をありがとうございます。

先ほどもちょっと、中村さんの今までの証言の中で触れていましたけれども、この1月15日の公告の情報、これはどんな形で中村さんは入手したのか、そこについてもう一度、証言をお願いします。

○上野副委員長

中村証人。

○中村善次君

私も地元で役員をしておりますし、一宮町の福寿会、これは老人会ですけども、私も今度はそっちのほうで活躍しております。そんなことで市へも行く機会もございます。その15日に入札公告が入るといった情報をどこから入れたかということですか。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

どこからというか入札情報をどうやって、内容が一括であったということをご確認したかということです。

○上野副委員長

中村証人。

○中村善次君

本庁舎に掲示板がありますよね。私、直接その掲示を自分の目で見て確かめたところがございます。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

私のほうからは最後の質問となります。

先ほどの証言の過程でも述べられましたけども、もう一度確認という意味で同じことで繰り返しても結構ですけども、中村さんが一本化よりも分けてという考えはないかということをお助言したということですけども、その意図ですね、先ほど申されたことをもう一度繰り返して、なぜこのような助言をしたかということについて、もう一度、重複しますがよろしくお願

いします。

○上野副委員長

中村証人。

○中村善次君

これにつきましては、またあとで私、触れるつもりでございました。市長選ですけども、倉嶋市政誕生に向けて、私も彼を推薦いたしました。期間を通して選挙もやってまいりました。その間、本人とも公正・公平・透明な入札制度のあり方について議論をし、話もしてきました。そういった過程で倉嶋市政も入札問題については、きちっとしたポリシーを持っております。そういったことを総合的に私も判断し、入札および契約、その内容等の透明性もきちっとしておかなければなりません。また入札に参加しようとし、また契約の相手方になろうとするものの間の公正な競争がなされなければならない。そのほか何点かございますけども、そんなようなことでお話をしたことがございます。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

どうもありがとうございました。私のほうからの質問は以上で終わります。

それでは委員の皆さんからの質問を許可しますので、挙手の上、質問をお願いします。

志村委員。

○志村委員

どなたもないようですので、先に質問させていただきます。

大変ご苦労さまです。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

まず先ほど野澤委員長から質問をした内容で、電話をしたのが何時ごろだったかということはお記憶にないということでありましたけども、16日に電話をされたということで、電話を掛けられた場所は、中村さんがどちらから電話を掛けられたのでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

記憶にもないし、その日はあまり遠くへも私、出掛けていないはずでした。だから市内にいたとは思いません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

ご自宅ではなかったですか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

言われてみればそんなふうな気もしますし、なんとも答えようがございません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

電話をした場所、どのへんにいたか分からないということですが、例えばお車の中から電話をしたとか、そういうふうなこともご記憶はないでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

ないですね。今、振り返ってみれば私も議員のときは暇がありましたけども、議員を辞めてから農業一本で忙しいです。それでたぶん畑で電話したのか、その程度しか答えようがありません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

ということであれば携帯電話でお掛けになったんだろうというふうに思うわけですが、そのときに掛けた相手方、これは市役所に掛けられたんでしょうか。それとも久保田前副市長ご本人に対して直接お掛けになったんでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

たぶん本人だと思います。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

ではそのときに世間話もされたというふうなことも先ほどありましたけども、この公告、土木建築の内容について具体的にどのようにお話をされたのか。ご記憶の範囲内で結構です。お願いいたします。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

私が市役所へ行ったのは午前か午後かもはっきり覚えていないんですけども、要するに入札公告の中で業者選定の文言ですね、それを一目見たときにこれは地元業者排除、入札参加業者の締め付けといいますか、とっさにそれを私、判断したわけでございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

そのようにご判断をされて電話をされたということですが、そのようにご判断されたことをそのままお伝えになったということでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

そのとおりでございます。別に人からお話を聞いてしたわけでもございません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

では本庁舎の掲示板で公告をご覧になったということでしたが、本庁舎の掲示板はどこにあったんでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

敷地内にございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

具体的に、敷地内ということですが本庁舎の建物のどのあたりという、敷地内のどのあたりということが覚えていらっしゃるでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

今、本庁舎は工事中です。ですから本庁舎が今、南館ですか、そちらへ移動してございます。そちらへ移動して、私の記憶では正面向かって右側にあったような、どうも記憶がございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

本庁舎の掲示板が南館の正面、向かって右側にあったということですが、公告の用紙は何枚あったんでしょうか。この件についての公告。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

1枚・・・私が見たときには記憶では1枚だったと記憶してございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

その公告の内容について、そこになんて書いてあったので市内の業者を排除しているのではないかと判断されたんでしょうか。

○中村善次君

もう一度お願いします。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

その公告の用紙になんて書いてあったので、地元業者を排除していると判断したんでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

その点についても、私あとで述べようと思いましたが、まず代表者の構成員ですけども、資格要件です。実績要件で平成4年以降の水道、下水道施設建築工事で請負金額2億円以上の工事を施工した実績を有する。また経営事項のP点、土木一式1千点以上。建築一式工事1千点以上。水道施設工事740点以上。これについて私が疑問を感じたところでございます。

○野澤委員長

ありがとうございました。

志村委員。

○志村委員

今、手元にあるものをご覧になったということですが、その公告の掲示されていた中にそのように書いてあったのでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

そのとおりです。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

では中村さんがその内容で、地元の業者が排除されているというふうに判断された理由、これについてお願いします。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

笛吹市内にはこのP点1千点ございません。建築土木に関しても、峡東3市にもありません。あるのは甲府市内に、私が精査して3社ございます。同じく建築と土木、同等でございます。以上でございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

今おっしゃられたことは、その掲示板に貼ってあった公告の用紙を見て、これはいないというふうに理解したということのようにも聞き取れるわけですけども、その時点で中村さんはその25年1月15日の時点で、市内にP点が1千点以上の業者はいないということを承知していたということでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

私も山梨県内一律のリスト、土木、建築、水道施設工事ですか、そのリストもございます。これは自分的に勉強の意味で持っているわけでございます。以上です。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

では久保田前副市長に連絡をされて、その後、久保田前副市長からなんらかの対応への報告、あるいは連絡等があったのでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

しばらくの間はございませんでした。しばらくの間といっても、何日かと言われても記憶はございません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

しばらくの間は連絡がなかったということですが、しばらくしてから連絡があったということでもよろしいですか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

本人からではございません。いろんな方、いろんな方と言えばまた質問があるでしょうけども、私の耳に入った程度でございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

いろんな方からということで耳に入ったということですが、では久保田前副市長からは連絡もないということでもよろしいですか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

正式にはございません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

ではいろんな方から耳にこの情報が入って、久保田前副市長に対して中村さんのほうからなんらかの連絡をしたというふうなことはないのでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

あったかもしれませんが、定かではございません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

ではもう一度お聞きしますけども、昨年1月15日に、16日なのか定かではないということかもしれませんが、なんらかの用事があったら本庁舎に行かれたと。そこで掲示板を見たということで間違いないでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

そのように私も承知しております。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

ではその本庁舎に行かれたときの訪問先、来所された課等がありましたら教えてください。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

農業委員会の事務局も行きましたし、それから私、そのたび八代へまわって社協も行きましたし、そこでまた用事を考えて、どこでしたか、春日居の支所のほうでしたけども、なんらかの課に寄った覚えもございません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

農業委員会の事務局は昨年1月、どこにあったでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

農業委員会は春日居の支所の1階でしたか。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

そうしますと、今おっしゃられた内容ですと本庁舎に行かれているということにはならないわけですけども、本庁舎のどこかに行かれたのであればその担当課を教えてください。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

それも記憶にないですけども、寄ったことは確かですけども。どこに寄ったのかは、以上です。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

工事中だったのに、南館の正面向かって右側に掲示板がありましたか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

私の記憶ではそんなふうに記憶しておりますけども。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

以上で終わります。

○野澤委員長

ほかに。

小林委員。

○小林委員

ご苦労さまです。しばらくです。

委員長からの尋問、質問と志村委員からの部分で、今までのその経過についてかなり質問されて、また中村証人のほうからも適切といいますか、説明されたということでだいぶ理解するんですけども、久保田前副市長が中村前市会議員の助言によって取り下げを行ったというような発言をしておりました。その部分で、分割はできないのか、もう少し検討はできないのかとこのふたことを言っていますけども、確認しますけども中村証人、このへんのところは発言していますか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

私、当初、申しあげましたように市内の仕事は市内業者にとということの中で、分割をして市内業者にその仕事量が発注できることができるのか、そういったお話はしました。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

それで副市長が変更を加えたというような結果なんですけども、かなり、先ほど倉嶋市長とは選挙で推選した関係があるということで、市政に対して平等・公平な部分で議論もだいぶ交わっているという話ですけども、副市長との関係は端的に言うとうどういう関係なんでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

年齢は私と10歳以上離れていますけども、新巻と塩田という地域柄、本当に隣部落でございいます。若いころから部落別の運動会あたりでも顔を見ましたし、私が塩田に下っていけば顔を見ますので時には県庁はどうですかと、世間話をたまにはする間柄でありました。

以上です。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

それは通常の付き合いの話なんですけども、中村証人も議員を長くされて、私も一時期は同じ党派で先輩に対して失礼かもしれませんが、中村証人の気質も心意気もよく存じております。そういった部分で先ほども透明性、公平、公正というような言葉も発しましたけども、今回の調査特別委員会のこの発端は不透明さと、それから議会でももちろん疑義が生じたわけなんですけども、市民からものすごい反響が、この事件なんですよ、この百条の特別委員会。その一番の発端は中村証人なんです。そういう結果が出ています。どうですか、このへんのところは。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

厳しい指摘をいただきました。私も一宮町時代からいろんな問題に議員という立場で関わってきたし、市のほうへも8年間お世話になりました。その間、役場職員はもとよりいろんな方と広い範囲の私もお付き合いができました。そういった方からいろいろ学ぶこともたくさんございました。この入札もそうです。いろんなことで学びました。

今回の入札を分離発注しろと私の言った言葉が重大だったと、今、小林議員からの発言でございます。私は分離発注して地元業者に仕事をしてもらえればいいんじゃないかと、ただ単にそういった考えで電話をしたという状況であります。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

中村証人、元議員という立場で、例えば議員とすればこれが助言にしろ指摘にしろ何しろ、これはだいたい、現職だったらそれでいいのかという部分もだいたいあるんですけども、中村証人が現職の議員だったら、おそらくこういう場合にまず議会としての法律で守られた部分、法律として適用できる部分として請願とか要望とか陳情とか申し入れとかいろんな法的に、中村証人が地元業者の健全育成とか発展のために地元業者の、地場産業の発展のためにこれだけ強い言い方をするんだったら、このへんの方法は取れなかったんですかね。一番公の、誰が見ても透明性があるし、これは公平・公正であって一番正当だと思いますよ、このへんが。

ところが電話の一言で、この笛吹市の本当に市政を揺るがす、議会の本会議も揺るがすようなこの大きな事件に関して、分割できないのか、それから検討できなかったのか、この一言で笛吹市の入札制度が360度、ここで変わってしまったんですよ。その件に関して、どう考えていますか。

○野澤委員長

そういう事実関係を聞いてもらいたいですね。今の感想は・・・。

○小林委員

事実関係で。

○野澤委員長

当時の話ですか、当時のことを言わないと、今どう感じているかということでは・・・。

○小林委員

当時ですよ。

○野澤委員長

当時どう感じたか、さっき答えたと思いますから。

○中村善次君

小林議員、ストレートに失礼ですけれども、これはどうだと、ちょっと質問をもう一度お願いします。分かりにくい。

○小林委員

だから議員として、中村議員がもし現職でしたら、おそらく請願とか、陳情とか、要望とかそういういった部分で、平等公平透明性の部分でやると思いますよ。だけども、電話一本で、こういった部分が正しかったのか、どうだったかという部分は、今の一市民としてと、現職の議員と大分違ったところがあるんですけれども、このへんについてどう考えますか。

○中村善次君

議員時代は、おそらく私はそれは直接言わないでしょう。それは静観していると思いますよ。私も議員を辞めて、一市民として考えた中で、市長、副市長、こういうようにやりなさいと言ったわけでもありません。

以上です。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

そのへんは1対1の話の中で、われわれが介入できない部分があるんですけれども、現実はそのようになってしまったということを、私は発言していますけれども。重なってしまうのか、中村議員も、さっき私も言ったように、透明性の部分、公平、公正、この疑義に対しては、市民サービスに関しては、向上の部分で、8年間一緒に言われて、その戦ってきた部分で、これが今回の一言で、はっきりいって結果的には一言で変わったんですよ、今回のこの百条特別委員会の原点になる発言なんです。それでよかったのか、どうなのかという部分をもう一度。

○野澤委員長

その小林議員、よかったかどうかと評価は、これはほかの議員にも聞きたいんですけど、そういう話になると。

○小林委員

そのくらいのことは発言できないんですか。

○中村善次君

委員長。

○野澤委員長

証人が答えるならそれでいいです。

○中村善次君

この件につきましては、いずれどういう算定になってくるのか、また担当課へ行って、期間的にも、経費的にもどうなったのか、またもうちょっと先にいって私自身も、それから研究してみるつもりでもいます。今よかったか、悪かったと言われても、それは私、答えようができません。

○小林委員

それでいいんですよ。だから、委員長そこでストップ、この質問は、要するにいろいろな制約がある中で、この重なったりいろいろな部分があると思いますけれども、委員長、そのくら

いのことで止めないでください。

○野澤委員長

いいですか。

事実関係を確認するというのは、この第一のものであって、その評価についてはまたみんなで、どういうふうにそれを評価するかは別のことで、評価とか、感想ということを始めると、これは取り留めのつかないような話になってしまって、気分で話すような話になりますから、できるだけ事実に関しての分からない点、疑問のもの、これを確認してください。

○小林委員

分かる部分はありますけれども、ほぼ同意しますけれども、このへんのところはやはり、あまりきっちりでもこの話は前に行きませんから、本人の答弁がさっきも冒頭に言ったではないですか、本人が答えなければそれでもいいですよと、本人に利害関係とか、異論があった場合はいいですよと言っているんだから、本人が答えるものだったら、私はある程度いいと思えますよ。百条でそこまで制限しなくても委員長が……。質問を変えますけれども……。

大分あれですね、とりあえずいいです。すみません。

ありがとうございました。

○野澤委員長

ほかに。

志村委員。

○志村委員

中村さん、百条委員会というのは、私も初めての経験なんですけれども、虚偽の証言はやはりしてはならないということになっていますので、もう一度確認させてください。

昨年1月中旬に、掲示板はどこにあったでしょうか。

○野澤委員長

はい。

○中村善次君

私は記憶で言っていますから、さっき言ったとおりでと思います。

○志村委員

では、昨年1月に農業委員会の事務局はどこにあったでしょうか。

○野澤委員長

中村証人。

○中村善次君

春日居の支所のほうへ、私が出向いた覚えがございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

本庁舎の耐震改修で、移転等をされたのは昨年のゴールデンウィークあたりからだったように、私は記憶しております。

以上で終わります。

○中村善次君

そうですか。はい。

○野澤委員長

ほかに。

ありませんか。

ないということで、以上をもって中村善次君に対する証人喚問を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

もし証人のほうで、以上で終わりますけれど、こちらの百条委員会ですので、今までのところは一方的な質問ということですので、もしご意見等ありましたら発言を許します。

○中村善次君

先ほどお話ししましたけれども、前島議長のほうに、3、4点お聞きしたいと思いますけれどもよろしいですか。

○志村委員

ここで諮ってください。

○中村善次君

百条に関係することです。

○野澤委員長

今そのような中村証人からの申し出がありました。この件に関して、もし事前に意見があったらお願いします。

小林議員。

○小林委員

中村証人から前島議長に対してということですね。だったらやぶさかではない。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

証人がもし付け加えて何かあることならば、それはここで発言していただくこともやぶさかではないわけですが、議長名ですべて代表として、議長名でやるというのは、これは確かにルールになっているわけなんですけれども、ここは百条の場でありますから、この場で議長にということは適切ではないと思います。

ですから、まずもって証人には、もし付け加えることがあったらそれを許すかどうかということが、意見を述べてもらうということが、その範囲だろうと、ここで扱える範囲だろうと思います。

○野澤委員長

今の渡辺議員が、今までの尋問の過程ですね、中村委員のほうからこれに関することで、もし付け加えることがあったら、それは許されるのではないかと。ちょっと待ってください、そういう意見です。

ほかに。

○北嶋委員

そうですね、われわれ委員になっていますので、この委員に、全体に対してまだまだおっしゃりたいことがもしあれば、率直に言っていただくのも結構ではないかなと思います。

○野澤委員長

はい。

○上野委員

事務局でそのへんの見解は何か・・・。

では、議長にお伺いということなんですけれども、私たちは議長から一任されて百条委員会をしまして、細かいことは野澤委員長を筆頭にほかの委員が責任を持ってやっているというそういう部分がありますので、中村証人がどういうことを議長に質問されるのか分からないけれど、百条委員会を止めてからの話だったら、それは議長に聞いても差し支えないかなと思いますけれど、基本的にはこの場で議長にうんぬんというのはふさわしくないかなと、私はそのように思っています。

○野澤委員長

はい。

○志村委員

本日の特別委員会を閉じてから、中村証人が議長に対してお聞きしたいことがあればお聞きしていただくのがいいと思います。

本日、委員外議員ということで議長も後ろに座っていますけれども、そういうことが必ずしもあるわけではないというわけですから、基本はこの委員会の開催に当たっては委員の中で対応できる部分、そうでない部分というのがあると思いますので、この委員会を閉じてから必要であれば、そのようにしていただくのがよろしいかと思えます。

以上です。

○野澤委員長

内容に立ち入らなくて・・・。

○中村善次君

私が聞きたいというのは、百条委員会に関係することです。百条委員会を立ち上げるのに、何らかの理由があったと思うんです。私もそれを一市民として、そのへん全然分かっておりません。何をどうして、何のために百条を立ち上げたんだと、本日の出頭請求も前島議長から私宛に来ています。ですからこの場をお借りして、そのへんを前島議長にお尋ねしたいというのが、私の心境です。

○野澤委員長

どうでしょうか、今、内容に立ち入らずに大体どういう意図でお聞きしたいかということですが、すけれど。

この場で、議事のその他というのがありますから、固く考えなくてもいいと考える人もいれば、これはこれでという考え方のかたもいようかと思えますけれど。

○渡辺委員

繰り返しになりますけれど、ここは委員長をトップにした百条委員会ですから、それ以外の方に対してこの場で質問したり、いろいろ述べることはできないと思います。気持ちは分かりますけれども、ですから当然もし聞くことがあったり、あるいは付加的に述べることがあったら、委員長に、ここの全責任は委員長にございます。そのように私は理解します。

○野澤委員長

中村さんは、われわれは最終的には委員長、議会に委嘱というか、付されたという大元は、多分議会なりそれを代表する議長ということでの質問かと思えますので、とりあえずはこの特別委員会のほうは、その他がなければ私の判断ですけれども。

○中村善次君

その件を1点と、これまで今回の入札問題、市の職員がどういう対応をしたのか、私、自分なりにある程度まとめました。そのあたりをこの席で私にその時間をいただければ、非常にありがたいと思っています。

○野澤委員長

われわれの今の工事入札の疑義、疑問に思うところと、あるいは問題だと思うところ、そのへんを明らかにする上での、そういう何らかのお話ができるということでしょうか。

○中村善次君

はい。

私思うには、その点もあろうかと思います。

○野澤委員長

そういうことですけれど、まったく、要するに、いいですか確認しますけれど、別に議長に答えてもらうということではないというように考えてよろしいでしょうか。

○中村善次君

前段の質問に対しては、ノーだというお答えですよ。確認したいと思いますけれども。

○野澤委員長

前段というと、要するにこの百条をどういう目的をもって、意図をもってということですね。

○中村善次君

そうです。

○野澤委員長

私ももう一度それについては、私なりにお答えしますが、先ほども最初に言いましたように、この発端は、去年の9月ですね、定例議会で一般質問、代表質問でこの入札問題がいくつか取り上げられました、何人か。そういう中で、折り悪く副市長の久保田さんが病気だということで、なかなか確信に迫ることが聞けなかった。中村さんも先ほどおっしゃったように、入札の責任は副市長、統括しているのは副市長ということでしたので、そういうことがあの中で、特に取り止めの問題、そしてこれは今回のだけではなくて、機械電気のほうもこれは取り止めになって分離分割になっている、そういう中で、なぜこういうことが発生したのかとか、その事実関係が多く、もちろん質問した議員をはじめ、議会議員も分からない。そういうことが発端で、これは副市長も最終的には、職を辞するというような形になりましたので、そのことも含めてということ、あとはこういう微妙な問題はしっかり証言という形でないと、後でそれはちょっと間違っていたかなと、軽い気持ちでの話しだと事実認識ができないということもありまして、百条という形でこれは、全会、1人棄権で、20人の賛同のもとで百条を設置されたということです。

これ以上でも以下でもないと思いますけれど、そのへんで納得してもらえないでしょうか。納得できる話でしょうか、私の今の話で。

○中村善次君

その目的が、どうも私にはよく分からないんです。何を目的をもって、百条で調査していくのか。

○志村委員

議事は証人喚問だけですので、議事以外のことに入ってしまうような気も、私受け取るわけ

ですけれども、議事は終了していただいて、証人には、証人喚問として終了していると思いますので、退出していただいて、その他、閉会と進んでいただくようにしていただきたいと思います。

○野澤委員長

証人喚問は終わりました。先ほど終わりましたから、みんなに確認しました。その他に入っています。

○志村委員

その他ってないですから、議事には。

○野澤委員長

議事にその他ってあります。

○志村委員

ありません。

○野澤委員長

議事でなくてもその他がありますので、分かりました。皆さんに聞きます。中村さんのほうで話したいことがあるということで、話が今のことと別になります。ここで1回打ち切りということで、議論の対策はまた、別にお話をするということに賛成の人、賛成か、反対か、ほかにまだ考え方があれば、先に聞きますけれども、なければ、その2つでの。

○神宮司委員

せっかく証人として来ていただいた方が、自分のある程度百条に対して、みんな初めてなんですけれども、その中でもって自分の百条に対する考え方を言いたいと、ぜひ聞くべきだと、私は思っています。

○野澤委員長

これは、私は基本的に、どういう形にしなければならないと、あまりここでわれわれが初めての経験で、あまり逸脱しなければいいと思いますので、皆さんの意見の、大方の意見のところでもまとめていきたいと思います。

今、神宮司さんのほうから、せっかく来ていただいたから、ご意見があればそれは聞くべきだと、聞いたらどうかということですけど、ほかにありませんか。

海野委員。

○海野委員

多分、中村さんが伝えたいことは、感覚的にはすごく分かります。私自身も、初めての経験だから、要は何のためにということを多分おっしゃりたいのではないかなというふうには、この委員会の目的というのは、先ほど委員長は冒頭述べたようなことが、小林委員の質問のときにたびたびさえぎったのもそのことだと思うんですが、事実の確認をするための委員会ですということで、感想とか、この先の希望とか、私の考えはとかという場ではないという確認は散々作業部会でしているはずですよ。

例えば、さっきの志村委員が聞いたように、ありましたか、ありませんか、記憶になかったですかということはいいいんですが、そこになかったときに、あなたはどう思いましたかという話まで踏み込むと、ここは法廷ではないということ、まず共通認識をお持ちいただきたい。ということは、作業部会で何件か言ってるはずだと思うんです。

ですから、百条委員会の基本というのが、私どもも初めて、多分傍聴においでの方、あるい

は記者の方も含めて、百条は慣れているよという人はいないと思う。だから手探りは手探りなんですけど、大前提は事実の確認をして、そしてこの不透明だった部分が透明になれば、それがその先のことというのを一緒に考えてしまうから、多分中村さんももやもやっというところを聞きたいということだと思われ、もやもやがあるから、小林委員さんのような質問にもなるんですが、私が作業部会で散々みんな確認しているのは、ここに海野利比古がいましたか。海野利比古は確たる発言をしました。いいえしません。そのとおりです。それだけのための委員会だと思われんです。その積み重ねが結論ということになると思われんです。ですから、この場で中村さんのご意見を駄目だということではなくて、ここで聞いても、百条で聞いたから、それを反映する場がないということ、私は思います。

ですから、百条の委員会の基本は、事実確認をしながら不透明な部分を透明にしていく、不思議だなというところを不思議でないようにしていく。そのための百条委員会だって、何べんも作業部会では、皆さんのいないところでわれわれは確認しているんですが、やはりこういう場になると、思いとか、ではないかとか、どう思っていますかということがどうしても入ってきてしまうので、そのへんをもう1回整理すれば、今日この場で中村証人が思うこと、思いの丈をここを聞いても、結論が出ないと思われんです。

それは議長がたまたまここにいらっしやるからだけれども、あくまでも百条委員会はわれわれのメンバーの中でやることにあり、委員長権限でやることであるから、ここに言葉の聞こえるところに議長がいらっしやるんですが、その場で中村証人が議長に訴えても、それは百条を全部閉じて、個人的な話として、前島こうではないかという話ならいくらでもしてほしいですが、百条の場ではできないと思う。というのが私の認識ですので、これは百条委員会をここで閉じていただいて、そしてその後に検討は検討でしていただくというのが、本来の百条委員会ではないかと思うので、皆さんどうでしょうか。

#### ○野澤委員長

私もいろいろ混乱して申し訳ない。まずいほうに引っ張っていったり、今、海野委員が言ったように、ここは事実認識、事実の確認ということですので、もし中村さんのほうで今回の土木建築に関して、事実としてこういうことがあるということがもし付け加えることがありましたら、付け加えていただきまして、それ以外のことについては、またうちの委員会なり、議長と相談をして、中村さんの証人としてでなくて、要するに話さなければならぬ、話したいことがあるということでしたら、そのへんもまたこちらのほうで意向を聞くなりして、考えたいと思われすけれども、それでよろしいでしょうか。

#### ○中村善次君

では、今日はこれでという考えでよろしいですか。

#### ○野澤委員長

すみませんけれど、私も自分で言いながら、話が事実の確認ということですので、特に3日間の取りやめに至るところで付け加えることがあったら、あるいは先ほどの証言で、人間ですから記憶違いとか、いろいろありますけれども。

それがありましたら述べていただいて、なければ閉じたいと思われす。

#### ○中村善次君

関係がないということもないですけれども、これは時間がかかりますよ。私、1時間くらい時間がほしい。

○野澤委員長

次の機会でもよろしいですか。

○海野委員

次の機会ということもない。とりあえずこれはこれで閉じなければ。

○野澤委員長

あとはわれわれの話し合う中で、また機会を設けられるかどうか、私が一存でここでは決められませんけれども、その意向は承ったということでもよろしいでしょうか。

そのように了解していただきまして。

ありがとうございました。退席をしていただいて結構です。

ご苦労さまでした。

協議事項は別によろしいでしょうか。

以上で、本日の工事入札特別委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

○鈴木議会事務局長

長時間お疲れさまでした。

それでは会を閉じたいと思います。

ご起立ください。

相互に例。

---

散会 午後 2時20分